道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令案及び道路運送車両の 保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案について

1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、 国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成10年に加入し、現在、当該協定に基づく規則(以下「協定規則」という。)について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム(WP29)第 185 回会合において、「国際的な車両認証制度に関する手続き等を定めた協定規則(第 0 号)」、「自動車の運転者の前方視界に関する協定規則(第 125 号)」等の改訂が採択されるとともに、「高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置に係る協定規則(第 157 号)」等の補足改訂が採択された。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準(昭和 26 年運輸省令第 67 号)、装置型式指定規則(平成 10 年運輸省令第 66 号)、共通構造部型式指定規則(平成 28 年国土交通省令第 15 号)及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成 14 年国土交通省告示第 619 号)等について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

(1) 道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。)第3章の規定に基づく保安基準について、以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

① 高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置の要件について、協定規則第 157 号の要件の適用対象を従来の乗車定員 10 人未満の乗用車及び車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車から、バス・トラック等の大型車までとする。

【適用日】

新型車:令和4年(2022年)7月1日

② 乗車定員 10 人未満の乗用車の前面ガラス等に投影される、運転者による認知を支援するための視界アシスタント(FVA: Field of Vision Assistant)情報について、運行中に表示してよいものを運転に関連する情報に限る等の明確化を行う。

<表示してよい情報>

- ・危険な交通状況の警告及び注意喚起(例:右左折時等の対向交通等)
- 交通弱者に対する警告及び注意喚起(例:歩行者、自転車等)
- ・周囲環境との距離維持のための情報(例:速度制限の変化、車線変更支援等)
- ・適切な道路交通に関する情報 (例:横断歩道の注意喚起、ナビ情報等)

【適用日】

新型車:令和5年(2023年)9月1日 継続生産車:令和6年(2024年)9月1日 ③ 乗車定員 10 人未満の乗用車及び車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車に搭載される事故情報 計測・記録装置 (EDR: Event Data Recorder) について、記録内容として衝突被害軽減制動制 御装置(AEBS: Advanced Emergency Braking System)、自動命令型操舵機能(ACSF: Automatically Commanded Steering Function)、事故自動緊急通報装置 (AECS: Accident Emergency Call System) 等の作動状態を追加する。

【適用日】

新型車:令和6年(2024年)7月1日 継続生産車:令和8年(2026年)7月1日

(2) 装置型式指定規則の一部改正

協定規則第125号等の改訂に伴い、規則番号について変更を行うほか、所要の改正を行う。

(3) 共通構造部型式指定規則の一部改正

協定規則第0号の改訂されたため、規則番号について変更を行うほか、所要の改正を行う。

- (4) 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項 を定める告示(平成15年国土交通省告示第1318号)の一部改正
 - (1) ②の改正については、令和5年9月より基準適用とするほか、所要の改正を行う。

(5) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行う。

<u>3.スケジュール(予定)</u>

公 布: 令和4年6月22日 施 行: 令和4年6月22日